

総務部長（西川英智君）

小川議員の地域主権改革一括法関連の条例制定等の質問にお答えをいたします。

昨年、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律が2回に分けて公布され、平成25年3月までに道路、上下水道施設、公営住宅や介護保険関連施設の設置管理基準を都道府県及び市町村の自治体や管理者の条例に委任されることとなりました。

この条例の委任については、国のほうでは3つの基準を定めております。

具体的には、従うべき基準型、標準型、参酌すべき基準型の3種類が示されております。

この従うべき基準型というのは、条例の内容を直接的に拘束するもので、必ず適合しなければならないという条例基準でございます。

標準型は、法令の標準を基準として、その基準内であればどのようなようにも定めていいという基準でございます。

参酌すべき基準型とは、自治体が十分に参酌した結果であれば、地域の実情に応じて異なる内容を定めることが許されるというものでございます。

今回、この議会に本市が提出いたしました9本の条例等につきましては、参酌する基準型に該当するもので、本市では上下水道、道路の技術的な基準が主なものでございますので、基本的には現行の国の基準を踏襲しております。

しかしながら、道路の構造、例えば午前中の質問にもございましたように、歩道の幅とか、路肩、そういう基準あるいは市営住宅の入居基準、犯罪被害者の方を単身で入居できるようにするとか、こういう基準につきましては、県と対応を合わせて一部独自の基準を設けております。

また、この基準を設ける場合については、県及び近隣の自治体と基準の内容を調整し、本市の法制審査会において制定事務を行っております。

今後、第3次の法律、いわゆる一括法の法律も予定されておりますので、そういう場合につきましては県、近隣市町等と協議を行い、本市の法制審査会において、事務を行っていくこととなりますが、必要とあらばパブリックコメント等の施策も活用して、市民の意見を反映させてまいりたいと考えております。

次に、今ほど言いましたパブリックコメント等についてのお尋ねでございますが、パブリックコメントに対する意見が少ないとの御指摘ですが、平成21年度は6名の方から21項目、平成22年度は11名の方から25項目のパブリックコメントをいただいております。昨年度は、17名の方から49項目の御提案があり、年々増加しております。

今後ともホームページや広報、新聞、あさがおテレビ等への掲載を通じて周

知に努めてまいりたいと思っております。

なお、公募委員につきましては、審議会委員等の選考に当たり、定員の2割程度を募集しているところではありますが、確かに選考に苦勞するほど多くの方の募集があるわけではございません。

しかしながら、確実に応募される方もおいでますので、そういう方を選定していきたいというふうに思っております。

なお、市政の思いやアイデア等を寄せていただく提案ハガキ、提案メールにつきましても平成22年度は272件、平成23年度は308件、今年度、平成24年度は既に328件の御意見が寄せられています。

これらのことから、市民の方々の市政への関心が着実に高まっていると感じているところであります。

今後はインターネット等の手法も活用して、市民の皆様と向き合い御意見、御提言をいただきたいというふうに考えております。

以上でございます。